地方公共団体の再建法制について

平成１９年２月２１日

全国知事会総務常任委員会
再建法制等問題小委員会

１　はじめに

○再建法制等問題小委員会は、総務省の「新しい地方財政再生制度研究会」において、平成１８年１２月に最終報告が取りまとめられる予定であることを踏まえ、現行の地方行財政制度の枠組みを前提に新たな再生制度を検討する場合において当面地方が主張すべき項目について、次のような点を主な内容とする「再建法制に関する中間取りまとめ」（以下「中間取りまとめ」という。別添資料。）を、平成１８年１１月３０日に取りまとめたところである。

（中間取りまとめの主な内容）

・地方自治の観点から、地方公共団体が自主的・主体的に財政再建に取り組むことを基本とするべき。
・地方公共団体について債務調整の仕組みを導入することについては、適当ではない。
・再建のスキームとしては、早期是正段階と再生段階の２段階の構成とすることが適当。
・判断基準となる指標の設定に当たっては、普通会計のみでなく、公営企業会計、さらには外郭団体の状況も適切に反映されたものとすることが必要。
・地方公共団体が、国の関与の下で法律の手続きに基づく再建を行うのか、あるいは国の関与を受けずに再建を行うのか、選択できるようにするべき。
・再生団体に対する再生促進措置として、一定の行政サービスの維持に必要な資金手当等の方策が検討されるべき。

○この取りまとめは、中間取りまとめで今後の検討課題とした事項を中心に取りまとめたものであり、国において、今後、健全化判断比率の具体的な設定など、詳細な制度構築をさらに行うに当たっては、本取りまとめを踏まえるとともに、地方の意見を十分に聴いた上で検討されるべきである。

○今後は、国における検討状況を引き続き注視しながら、当小委員会においても議論を継続し、必要に応じて意見を取りまとめることとする。

2　再生法制に係る財政指標に関する基本的な考え方

○再生法制において用いるフロー指標及びストック指標については、地方公共団体の実際の財政状況を的確に表す観点から、普通会計以外の公営事業会計、さらには外郭団体の状況も適切に反映されたものとすることが必要であるが、その詳細な内容を検討するに当たっては、次のような点を考慮するべきである。

・地方公共団体の財政状況については、財政規模や権限、あるいは財政力の相違から、画一的な指標・基準では捉えられない面があり、必要に応じて差を設けることも考える必要があること。

・外郭団体の債務や地方公共団体による債務負担行為等をストック指標に反映するに当たっては、「客観的に普通会計が負担する蓋然性の高いもの」に該当するかどうかの判断基準について、算定の作業等で過度な負担を負わせることとならないよう、また、地方公共団体が議会・住民等に説明をする際に十分に説明責任を果たせるよう、地方の実情を踏まえた上で、慎重に検討していく必要があること。

・単年度の数値は、標準財政規模の変動等、必ずしも自らに起因しない要因により大きく変動する可能性があるため、基準によっては複数年度の数値により判断することも検討されるべきであること。

・地方公共団体が設けている各会計をカバーする新たなフロー指標を設定するに当たっては、独立採算、発生主義の公営企業会計と、税を財源とした現金主義の普通会計という、それぞれの会計の性質の違いを踏まえて設定されるべきであること。

３　公営企業における経営健全化スキームについて

○それぞれの公営企業が行う住民サービスが適切に提供される必要があるため、また、当該公営企業を経営する地方公共団体全体の財政に悪影響を与えることを未然に防止するため、公営企業の事業ごとに健全化のスキームが必要と考える。

○経営健全化措置の適用基準の設定に当たっては、公営企業が地域開発等、民間類似の事業から上下水道等すべての住民生活にかかわる事業まで多岐にわたっており、供用開始までに時間を要する場合や、事業の性質上やむを得ず赤字が生じる場合があること等について、考慮されるべきである。

４　再生段階となった場合の首長、議員の責任

○首長、議員の責任は、原則として、選挙で問われるべきであり、また、解職請求等も制度化されていることから、再建法制の仕組みの中で直接具体的に規定することは適当ではない。

○住民の監視機能を強化する観点から、情報公開を徹底し、その上で首長、議員の責任を問うために住民が行政に関与する仕組みである監査の直接請求の要件緩和や住民監査請求の請求期間の拡大など、直接請求制度や住民監査請求制度を住民が一層活用しやすい仕組みとすることについて、検討が行われるべきである。

（参考）

●監査の直接請求要件・・・選挙権を有する者の５０分の１以上の者の連署が必要

●住民監査請求の要件・・・請求は、正当な理由がある場合のほかは、違法・不当な行為又は怠る事実があった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。

5　プロジェクト・ファイナンス的な地方債のスキームの導入について

○工業用地造成事業等、その主たる財源が特定の事業収入である事業に、プロジェクト・ファイナンス的な地方債を導入することは、資金調達の多様化につながるというメリットがある。また、計画段階において、事業の採算性や将来の一般会計負担ルール等について市場の評価を入れることによって、甘い収支予測に基づく過大な計画を避けることができるなど、より適切な意思決定が可能となるとともに、住民にもわかりやすく説明することができ、責任も明らかになることが期待できる。

○しかしながら、現在の地方債市場は、プロジェクト・ファイナンス的なスキームは前提とされておらず、導入するためには、市場が評価できる情報開示や市場の形成などが必要である。また、プロジェクト・ファイナンスによる資金調達には、従来の地方債に比べ、上乗せ金利が要求されるなど調達コストの増大が予想されることや、実際に債務調整の問題が生じた場合に、地方公共団体の責任について当初定めた額・内容で遮断することが現実的に可能であるか、といった課題もあることから、プロジェクト・ファイナンス的な地方債のスキームを導入することについては、引き続き検討を行うことが適当である。

（参考）

●プロジェクト・ファイナンス・・・企業の信用力そのものに依拠するのではなく、ある事業を実施した場合にその事業から生み出される収益に注目して融資する金融手法。

6　地方公共団体の公会計制度の在り方について

○地方公共団体の公会計制度については、住民への適切な情報提供の観点から、財務諸表の充実やストック情報の分析等に取り組んでいくことが必要であることから、引き続き、当小委員会において、具体的に検討を行っていくこととする。